

新規上場申請のための四半期報告書

(第11期第1四半期)

自 2023年7月1日

至 2023年9月30日

グリーンモンスタースタート株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年2月26日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 グリーンモンスター株式会社

【英訳名】 Green Monster Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 小川 亮

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区富ヶ谷一丁目3番8号第22S Yビル

【電話番号】 03-6304-7647 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 開原 信一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区富ヶ谷一丁目3番8号第22S Yビル

【電話番号】 03-6304-7647 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 開原 信一

目次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	7
第4【経理の状況】	8
1【四半期連結財務諸表】	9
2【その他】	14
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	15
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 連結累計期間	第10期
会計期間	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日
売上高 (千円)	478,119	1,711,553
経常利益 (千円)	68,929	169,572
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	45,581	121,585
四半期包括利益 (千円)	45,581	121,585
純資産額 (千円)	685,413	639,832
総資産額 (千円)	1,368,720	1,065,475
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	18.68	49.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	50.1	60.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間（2023年7月1日～2023年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の解除に伴う個人消費の持ち直しが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。今後も景気の持ち直し傾向が続くことが期待されますものの、世界的な金融引き締めや、中国をはじめとした海外経済の先行き懸念が及ぼす景気の下押しリスクを背景に、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響などもあり、いまだ先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループは個人金融資産における投資資産の割合の増加傾向や高校での投資教育導入の背景による投資への関心の高まりから個人の投資機会が増加していくことを見込み、投資学習コンテンツの開発および提供を進めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は478,119千円、営業利益は65,429千円、経常利益は68,929千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は45,581千円となりました。

②財政状態の状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は1,368,720千円となり、前連結会計年度末に比べ303,245千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が232,607千円、売掛金が53,392千円増加したことによるものです。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は683,306千円となり、前連結会計年度末に比べ257,663千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が38,192千円、買掛金が45,100千円減少したものの、短期借入金が増加した350,000千円増加したことによるものです。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は685,413千円となり、前連結会計年度末に比べ45,581千円増加いたしました。これは親会社株主に帰属する四半期純利益の計上45,581千円があったことによるものです。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 2023年11月30日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、発行可能株式総数は2,760,000株増加し、12,760,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年2月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,190,000	3,190,000	非上場	—
計	3,190,000	3,190,000	—	—

(注) 2023年11月30日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権

決議年月日	2023年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 31
新株予約権の数(個)※	43,700(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 43,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	600(注)2
新株予約権の行使期間※	2025年10月1日～2033年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 新株予約権付与時点(2023年9月29日)における内容を記載しております。新株予約権付与時点から提出日の前月末現在(2024年1月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後払込金額}}{\text{調整前払込金額}} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後払込金額}}{\text{調整前払込金額}} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- 1 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- 2 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合又は、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- 3 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- 4 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- 5 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日	—	3,190,000	—	31,900	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 750,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,440,000	2,440,000	「1 株式等の状況(1)株式の総数等 ②発行済株式数」に記載のとおりで あります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,190,000	—	—
総株主の議決権	—	2,440,000	—

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) グリーンモンスター株式会 社	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目 3番8号	750,000	—	750,000	23.5
計	—	750,000	—	750,000	23.5

2 【役員 の 状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間

(2023年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	969,665
売掛金	213,416
その他	78,658
流動資産合計	1,261,740
固定資産	
有形固定資産	2,104
無形固定資産	
のれん	32,125
その他	920
無形固定資産合計	33,046
投資その他の資産	71,829
固定資産合計	106,980
資産合計	1,368,720

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間

(2023年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	45,608
短期借入金	350,000
1年内返済予定の長期借入金	10,008
未払金	92,687
未払法人税等	24,822
未払消費税等	24,618
賞与引当金	17,750
契約負債	14,602
その他	7,602
流動負債合計	587,700
固定負債	
長期借入金	58,300
役員退職慰労引当金	31,752
その他	5,553
固定負債合計	95,606
負債合計	683,306
純資産の部	
株主資本	
資本金	31,900
利益剰余金	792,083
自己株式	△138,750
株主資本合計	685,233
新株予約権	180
純資産合計	685,413
負債純資産合計	1,368,720

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
売上高	478,119
売上原価	322,935
売上総利益	155,183
販売費及び一般管理費	89,754
営業利益	65,429
営業外収益	
受取利息	3
補助金収入	1,095
為替差益	1,513
その他	1,146
営業外収益合計	3,758
営業外費用	
支払利息	257
その他	1
営業外費用合計	258
経常利益	68,929
税金等調整前四半期純利益	68,929
法人税等	23,347
四半期純利益	45,581
親会社株主に帰属する四半期純利益	45,581

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
四半期純利益	45,581
四半期包括利益	45,581
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	45,581

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越極度額	500,000千円
借入実行残高	350,000千円
差引額	150,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
減価償却費	264千円
のれんの償却額	1,889千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

当社グループは、全セグメントに占める「投資学習支援事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
体験型投資学習アプリ	452,121
広告代理業	209
ファイナンシャルプランニングサービス	25,788
顧客との契約から生じる収益	478,119
外部顧客への売上高	478,119

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり四半期純利益	18円68銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	45,581
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	45,581
普通株式の期中平均株式数(株)	2,440,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月15日

グリーンモンスター株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鶴見 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

下川 高史

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているグリーンモンスター株式会社の 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間（2023 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）及び第 1 四半期連結累計期間（2023 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、グリーンモンスター株式会社及び連結子会社の 2023 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 1 四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上